

監査結果公表第27-8号

住民監査請求に係る監査結果の公表について

平成27年8月31日付けで提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果について、同条第4項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成27年10月29日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	土井田隆行
同	吉村和三治

記

1 監査内容

別紙のとおり

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

監査内容については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

(請 求 人) 様
(請求人代理人) 様

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	土井田 隆 行
同	吉 村 和三治

住民監査請求に係る監査の結果について (通知)

平成 27 年 8 月 31 日付けで提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

(省略 なお、本請求は 31 人の連名により行われた。)

2 請求の提出

平成 27 年 8 月 31 日

3 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨は、次のとおりである。

八尾市が一般財団法人八尾市人権協会(以下「市人権協会」という。)、八尾市人権安中・高美地域協議会(以下「安中協議会」という。)、八尾市人権かつら地域協議会(以下「かつら協議会」という。)に委託した違法不当な支出行為について、八尾市長に対し、本件各委託金支出当時の市長として、違法・不当な支出決定をした相手方田中誠太及びこれらの違法・不当な委託金を受けた相手方に対し返還を求める措置等を求めるものである。

平成 14 年 3 月、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限切れにより、同和対策事業は終結したが、それまで同和行政に大きな影響力を有して

きた八尾市同和事業促進協議会（以下「市同促」という。）は、「同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向け努力する必要がある」として、「市人権協会」に改組した。また、安中協議会及びかつら協議会も、市同促の地区協議会として発足したものであるが、市同促が組織変更するのに伴い、両協議会も「人権地域協議会」と改組された。そして、それまでの同和行政も、大阪府の「総合生活相談事業」要綱に基づき、総合生活相談事業、人権相談事業、進路選択支援事業や地域就労支援事業という人権関連の相談事業という形で存続することになった。

八尾市においては、現在、①八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業（以下「CSW配置事業」という。）、②八尾市地域就労支援コーディネーター活動推進事業（以下「地域就労支援事業」という。）、③就労・生活相談事業の各相談事業として存続し、上記団体に対して外部委託されている。

そもそも、これらの相談内容は八尾市の住民サービスとして本来、市の職員によって行われるべきものであり、八尾市において重複する住民サービスが行われており、委託の必要性も認められない。また、その相談件数も事業費の額に比べて極端に少なく、相談実態そのものの存在が疑わしいものであり、その実態は、特定同和団体に対する資金援助が目的になされているもので、違法・無効な公金支出であると言わざるを得ない。

【CSW配置事業】

- ・ 本事業の安中協議会、かつら協議会への委託は、他の委託先である社会福祉法人八尾市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に比べて相談実績が大きく下回っている。市社協に加えて、安中協議会及びかつら協議会に相談拠点を設ける必要はなく、わざわざ3者に委託して委託料を支払うことは、予算執行の観点から妥当性を欠くのみならず、地方財政法第4条第1項の必要最小限度の範囲を超えた公金支出といえる。
- ・ 八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱（以下「CSW要綱」という。）第7条によれば、委託先は「事業の適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等」でなければならないが、安中協議会及びかつら協議会は同要綱第1条の目的に沿った事業の適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人ではない。また、安中協議会及びかつら協議会のコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）は、同要綱第3条に定める資格を充たしていない。よって、そのような団体に本事業を委託する必要はない。
- ・ 安中協議会及びかつら協議会への委託は、CSW配置事業に名を借りた特定同和団体への資金援助が目的である。

【地域就労支援事業】

- ・ 本事業の市人権協会への委託は、桂及び安中の地域就労支援センターでの相談件数が極端に少なく、また、八尾市直営の中央地域就労支援センターと事業目的、内容が

重複する。本事業については、中央地域就労支援センターの運営で足り、市人権協会に委託して委託料を支払うことは予算執行の観点から妥当性を欠くのみならず、地方財政法第4条第1項の必要最小限度の範囲を超えた公金支出といえる。

- ・ 「八尾市パーソナル・サポート事業」や「無料職業紹介事業」と事業内容が重複しており、少なくとも市人権協会への本事業に対する公金支出は不要である。
- ・ 旧同和地区への特別扱いが継続している。

【就労・生活相談事業】

- ・ 就労・生活相談台帳を見ると、同様の相談を数十回繰り返されているものが多数認められ、また、相談実態は電話相談が多く、他への紹介が疑われるケースが多く、6箇所各出張所全てに人員を配置する必要性自体が疑わしい。
- ・ 八尾市は、労働振興関係の事業として本事業の他に「ワークサポート事業」「地域就労支援事業」「無料職業紹介事業」「八尾市パーソナル・サポート事業」等を実施している。また、桂人権ふれあいセンター及び安中人権ふれあいセンターにおいて「総合生活相談事業」を実施し、本事業を実施する必要性、合理性自体が乏しい。
- ・ 出張所にコミュニティ推進スタッフ、福祉の仕事を経験した職員、保健師等を配置していることから、八尾市職員で本事業の目的は十分達成可能であり、市人権協会に委託料を支払うことは、予算執行の観点から妥当性を欠くのみならず、地方財政法第4条第1項の必要最小限度の範囲を超えた公金支出といえる。

以上のことから、(1)~(3)の措置及び勧告を求める。

(1) CSW配置事業について

- ① 八尾市長は、田中誠太、安中協議会に対して、平成26年度のCSW配置事業の委託料金542万9,588円及び平成27年度の既払金を返還するよう請求せよ。
- ② 八尾市長は、田中誠太、かつら協議会に対して、平成26年度のCSW配置事業の委託料金552万138円及び平成27年度の既払金を返還するよう請求せよ。
- ③ 八尾市長は、CSW配置事業について、安中協議会及びかつら協議会に対する平成27年度の委託を中止し、同年度の未払金の支払い及び平成28年度以降の契約締結をするな。

(2) 地域就労支援事業について

- ① 八尾市長は、田中誠太、市人権協会に対して、平成26年度の地域就労支援事業の委託費787万2,000円を返還するよう請求せよ。
- ② 八尾市長は、地域就労支援事業について、市人権協会に対する平成27年度の委託を中止し、同年度の未払金の支払い及び平成28年度以降の契約締結をするな。

(3) 就労・生活相談事業について

- ① 八尾市長は、田中誠太、市人権協会に対して、平成26年度の就労・生活相談事業

の委託費 2,470 万 8,000 円を返還するよう請求せよ。

- ② 八尾市長は、就労・生活相談事業について、市人権協会に対する平成 27 年度の委託を中止し、同年度の未払金の支払い及び平成 28 年度以降の契約締結をするな。

4 事実を証する書面

(平成 27 年 8 月 31 日提出)

甲 1 八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱

甲 2 平成 24 年度 C S W 事業実績報告書 (市社協)

甲 3 平成 24 年度 C S W 事業実績報告書 (かつら協議会)

甲 4 平成 24 年度 C S W 事業実績報告書 (安中協議会)

甲 5 (市社協分)

平成 24 年度 C S W 実績報告書 (経費の総括表) 平成 25 年 3 月 31 日付

平成 25 年度八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業委託契約書

平成 25 年度 C S W 事業実績報告書

甲 6 (かつら協議会分)

平成 24 年度 C S W 実績報告書 (経費の総括表) 平成 25 年 3 月 31 日付

平成 25 年度八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業委託契約書

平成 25 年度 C S W 事業実績報告書

平成 25 年度 C S W 実績報告書 (活動費に係る経費の使用細目など)

甲 7 (安中協議会分)

平成 24 年度 C S W 実績報告書 (経費の総括表) 平成 25 年 3 月 31 日付

平成 25 年度八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業委託契約書

平成 25 年度 C S W 事業実績報告書

平成 25 年度 C S W 実績報告書 (活動費に係る経費の使用細目など)

甲 8 の 1 平成 24 年度地域就労支援コーディネーター活動推進事業業務委託契約書

甲 8 の 2 平成 25 年度地域就労支援コーディネーター活動推進事業業務委託契約書

甲 8 の 3 平成 24 年度地域就労支援コーディネーター活動推進事業委託業務仕様書

甲 8 の 4 平成 25 年度地域就労支援コーディネーター活動推進事業委託業務仕様書

甲 9 平成 24 年度・平成 25 年度地域就労支援センター相談実績

平成 24 年度・平成 25 年度就労・生活相談事業、地域就労支援センターの地域別相談件数、相談内容について

平成 24 年度・平成 25 年度 地域就労支援センター運営実績

甲 10 八尾市人権協会物語 (抜粋)

甲 11 の 1 平成 24 年度地域就労支援員選任届

甲 11 の 2 平成 25 年度地域就労支援員選任届

甲 11 の 3 平成 24 年度就労・生活相談員選任届

- 甲 11 の 4 平成 25 年度就労・生活相談員選任届
 - 甲 12 の 1 平成 24 年度就労・生活相談事業業務委託契約書
 - 甲 12 の 2 平成 24 年度就労・生活相談事業委託業務仕様書
 - 甲 12 の 3 平成 25 年度就労・生活相談事業業務委託契約書
 - 甲 12 の 4 平成 25 年度就労・生活相談事業委託業務仕様書
 - 甲 13 平成 24 年度・平成 25 年度就労・生活相談台帳
 - 甲 14 の 1 平成 26 年度八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業委託契約書
(市社協)
 - 甲 14 の 2 平成 26 年度八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業委託契約書
(安中協議会)
 - 甲 14 の 3 平成 26 年度八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業委託契約書
(かつら協議会)
 - 甲 15 の 1 平成 26 年度 C S W 実績報告書 (活動費に係る経費の使用細目など) (市社協)
 - 甲 15 の 2 平成 26 年度 C S W 実績報告書 (活動費に係る経費の使用細目など)
(安中協議会)
 - 甲 15 の 3 平成 26 年度 C S W 実績報告書 (活動費に係る経費の使用細目など)
(かつら協議会)
 - 甲 16 平成 26 年度地域就労支援コーディネーター活動推進事業業務委託契約書
 - 甲 17 平成 26 年度地域就労支援コーディネーター活動推進事業委託業務仕様書
 - 甲 18 の 1 平成 26 年度就労・生活相談事業業務委託契約書
 - 甲 18 の 2 平成 26 年度就労・生活相談事業委託業務仕様書
 - 甲 19 平成 26 年度就労・生活相談事業相談内容別件数
 - 甲 20 平成 26 年度就労・生活相談台帳
 - 甲 21 平成 26 年度就労・生活相談事業、地域就労支援センターの地域別相談件数、
相談内容について
平成 26 年度地域就労支援センター運営実績
平成 26 年度地域就労支援員選任届
(平成 27 年 9 月 28 日提出)
 - 甲 22 平成 27 年 10 月号やお市政だより 34 ページ『相談情報』
 - 甲 23 平成 27 年 4 月号やお市政だより 13 ページ『市からのお知らせ』
- (以上いずれも写し)

第 2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求が、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する形式上の要件を具備しているものと認め、平成 27 年 9 月 7 日にこれを受理する決定をした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 27 年 9 月 28 日、請求人に対し、自治法第 242 条第 6 項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、当該席上に関係職員 3 人が立ち会った。

請求人から、新たな証拠（甲 22 及び甲 23）の提出があった。請求内容を補足する陳述が次の要旨でなされた。

(請求人A)

- ① CSW配置事業の問題点は、安中協議会、かつら協議会の相談件数が市社協に比べて著しく少ないにも関わらず、八尾市から支払われた委託料は、延べ相談件数 1 件当たりの単価で市社協の数倍にもなっており、異常な支払単価である。
- ② 地域就労支援事業については、八尾市において「CSW配置事業」「無料職業紹介事業」、福祉の仕事を経験した職員や保健師などを配置した各出張所の「相談窓口」、桂人権コミュニティセンター・安中人権コミュニティセンターの「生活相談」、桂人権コミュニティセンターの「職業相談」も運営されており、敢えて市人権協会への委託の必要性は認められない。
- ③ 就労・生活相談事業については、やお市政だよりの相談情報の欄に龍華・竹渕相談室、志紀・大正相談室、高安・山本相談室、西郡・久宝寺相談室、曙川・南高安相談室、市人権協会の相談場所と電話番号が掲載されているが、相談室の電話番号は出張所の電話番号ではない。市人権協会への委託は記載されておらず、市民にとっては誰が相談を受けているのか分からない。市民のプライバシーを保護する万全の措置、相談員の資格、相談の実態、委託事業の検証などの明確な回答を求める。

(請求人B)

就労・生活相談事業について、一例を挙げると、市政だよりの相談情報欄には、「曙川・南高安相談室」と案内されているが、調べたところ南高安出張所では「こちらでは貸していない、相談者からの電話もない。」ということであり、曙川出張所では「場所がないので、週 1 回、短時間場所を貸している。電話も訪問者もない。」ということであった。担当課に確認したところ「曙川出張所は相談室がないので、図書館の一角を週 1 回、1 時半から 3 時半の間借りている。南高安出張所は相談室がないので借りていないが、相談場所として安中コミセンを使わせてもらっている。」ということであった。実態をきちんとつかんで監査してほしい。

3 監査対象事項

自治法第 242 条第 2 項では、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。」と規定している。

公金の支出に関する住民監査請求においては、支出負担行為、支出命令及び支出の各行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるので、監査請求期間は、それぞれの行為のあった

日から各別に計算すべきものであるとされている(平成14年7月16日最高裁判所判決)。

本件請求で対象としている財務会計上の行為は、本市が安中協議会及びかつら協議会に委託した平成26年度及び平成27年度のCSW配置事業に対する委託料の支出、市人権協会に委託した平成26年度及び平成27年度の地域就労支援事業に対する委託料の支出、市人権協会に委託した平成26年度及び平成27年度の就労・生活相談事業に対する委託料の支出であると解される。

平成26年度の本件各事業の支出について、既に1年を経過しているものが一部見受けられたが、CSW配置事業の委託料については、年2回払い、地域就労支援事業委託料及び就労・生活相談事業委託料は毎月払いで支出しており、最終の支出が、CSW配置事業については平成26年10月27日、地域就労支援事業及び就労・生活相談事業が平成27年4月15日に行われていることに着目すれば、当該日から起算して請求日時点では1年が経過していないものと考えられる。

以上のことから、本市が安中協議会及びかつら協議会に委託した平成26年度及び平成27年度のCSW配置事業に対する委託料の支出、市人権協会に委託した平成26年度及び平成27年度の地域就労支援事業に対する委託料の支出、市人権協会に委託した平成26年度及び平成27年度の就労・生活相談事業に対する委託料の支出を監査対象とすることとした。

4 監査対象部局

人権文化ふれあい部 人権政策課
健康福祉部 地域福祉政策課
経済環境部 産業政策課

5 監査対象部局職員の陳述の聴取

平成27年9月28日、関係職員(人権文化ふれあい部長、人権政策課長、健康福祉部長、地域福祉政策課長、健康福祉部参事、経済環境部長、産業政策課長、経済環境部参事)から陳述の聴取を行った。

なお、自治法第242条第7項の規定に基づき、当該席上に請求人5人及び請求人代理人の弁護士1人が立ち会った。

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) CSW配置事業について

① 事業目的・内容等について

大阪府において、平成16年度から、福祉分野における制度の狭間や複数の福祉的課題を抱えるなど既存のサービスだけでは対応困難なケースの解決に取り組むCSWを配置し、地域の見守り・発見・つなぎの機能を強化するコミュニティワーク機能配置促進事業が創設された。

本市においても、地域において援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親等及びその家族、親族等（以下「要援護者等」という。）への支援を地域福祉活動のネットワーク化の推進等を図ることにより行うとともに、要援護者等の自立生活の支援のための基盤づくりを行い、もって地域福祉の向上を図ることを目的に、平成 17 年度から C S W 配置事業を実施し、市内 3 カ所に C S W を委託により順次配置した。

事業内容は、要援護者等に対し訪問相談、電話相談、面接相談等により総合的に応じ、様々な制度、サービスへのつなぎ、地域資源や各関係機関との連携を図り問題解決に取り組むことである。

事業の実施場所は、安中人権コミュニティセンター、桂人権コミュニティセンター、社会福祉会館を拠点としている。

② 大阪府の補助制度等について

平成 20 年度までは「大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助金」、平成 21 年度からは「大阪府地域福祉・子育て支援交付金」を活用している。本交付金制度は、地域福祉、子育て支援施策及び高齢者福祉の向上に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む事業を支援するものである。

なお、大阪府内自治体の実施状況については、指定都市、中核市を除く 37 市町村すべてが本交付金を活用して本事業を実施している。

③ 委託先について

委託先については、C S W 要綱第 7 条に「この事業の適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等」となっており、社会福祉法人以外の団体についても、事業の適切な運営が確保できると認められれば委託は可能である。大阪府の「市町村における C S W の配置事業に関する新ガイドライン」の「本事業を地域に開かれ、地域の福祉ニーズに応える社会福祉の事業体としての社会的使命遂行の一環と受け止める」といった本事業の委託において事業者に求められる姿勢を踏まえて判断しており、安中協議会及びかつら協議会は民生委員児童委員や自治振興委員会、地区福祉委員会などの地域の関係機関等に所属する方が運営に参加する組織であり、本事業の運営が適切に確保できると判断した。

委託先 3 事業者（安中協議会、かつら協議会、市社協）は、福祉等の相談支援に関する専門的なノウハウを保有し、また、本市で多年に亘り活動していることから本市の状況に明るく、前年度までの当該事業の受託実績も良好であることから、委託先として適切と判断し、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質及び目的が競争入札に適さない）による随意契約を行っている。

④ C S W の資格等について

（C S W 要綱第 3 条第 1 項「大阪府社会福祉協議会が実施するコミュニティソーシャルワークスキルアップ研修の修了者をもって充てる」について）

同研修の修了者であることを修了証等にて確認している。

(同要綱同条第2項「研修を受講する者の資格は、社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師等であって、本事業の遂行が可能であると市長が認める者とする」について)

大阪府の「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」の「CSWとしての業務を行うにあたり、考えられる要件」の一つである、「福祉の現場等で一定年数相談業務等に従事していたこと」に該当している。

(CSWの相談体制等について)

安中人権コミュニティセンター、桂人権コミュニティセンター及び社会福社会館に各1人配置し、活動時間は月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分である。

CSW不在の場合は委託先の他の職員が対応して連絡する。また、かつら協議会及び安中協議会のCSWは、専用携帯電話を携帯し、事務所の専用電話からの自動転送によって相談対応している。また、時間外や休日等も相談者から要望があれば必要に応じて対応している。

⑤ 委託料の積算根拠、精算について

CSW要綱別表で、CSW配置事業一事業者当たりの委託料の基準額及び対象経費を定めており、平成26年度基準額は人件費480万円、事業費102万9千円、合計582万9千円で、平成27年度基準額は人件費480万円、事業費116万6千円、合計596万6千円である。

対象経費は、人件費でCSWの配置に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、委託料としており、活動費でCSWの活動に必要な旅費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助及び交付金、租税公課としている。

なお、実際に要した人件費及び活動費を精査し、過払いが生じている場合には精算により市に返還させている。

⑥ 事業実施の確認等について

年度末に委託事業者から提出される実績報告書と相談台帳の件数に差異はないかを確認するとともに、活動経費については、実績報告書記載の経費と委託事業者に別途提出を求める帳簿について差異がないか確認することで、履行状況の完了確認を行っている。

また、毎月1回の定例会で地域福祉政策課担当職員と各委託事業者のCSWでケース検討や研修、啓発活動等の情報交換を行っている。

⑦ 市社協との委託内容の相違点について

事業目的、対象者、事業内容について、市社協との相違点はない。また、対象地域については市内全域としている。

⑧ 相談状況(内容、件数等)、事業実績に対する評価について

CSWの相談については、同じ1件でも1、2回の支援で終了する相談もあれば、何ヶ月もかけて見守りながら支援を行っているケースなど様々である。

複数の福祉課題を抱える相談者には、信頼関係の構築が重要なことから、何度もアプローチを行うことと併せ、同じ内容の相談でも根気強く繰り返し受けるといったことが大切であると考えており、CSWの相談内容は、様々な困難を抱えた複雑多岐にわたる内容の相談が多く、件数の多寡だけでは事業実態を計れないものであると考えている。

コミュニティソーシャルワークは住民の抱える福祉的な諸課題に総合的に対応し、その中で、地域の関係機関とのネットワークを活かしながら、地域の中で支え合いのしくみを創っていく機能があることから、支援を求められてこられた方に対し、どれだけきめ細やかな支援を行っていくかが重要と考えており、委託事業者それぞれが介護・健康・医療・生活費・子育てなどの福祉的な相談のみならず、地域福祉活動・ボランティア活動など多種多様な相談を受け、内容に応じた支援を地域の関係機関等と連携するなどにより実施していることから、十分事業効果はあったと認識している。

(2) 地域就労支援事業について

① 事業目的・内容等について

平成12年度の地方分権一括法の施行により、地方公共団体が雇用労働行政の新たな実施主体として地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講じるように努めなければならないと定められた。これに基づき、大阪府において、各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら、雇用・就労を実現できない様々な阻害要因を抱える方々（就労困難者等）を支援し、一人ひとりが生き生きと働くことのできる社会の実現を目指し、平成12年度から市町村における地域就労支援事業の取り組みを促進するとともに、実施する市町村に対し補助金の支給を開始した。

平成12年度は大阪府内2市によるモデル事業として開始したが、平成14年度には19市町が地域就労支援事業を実施し、平成16年度には大阪府内の全市町村において当該事業が実施されている。

本市においては、平成14年度より地域就労支援事業を開始し、関係機関等と連携しながら、相談者の就労実現を目指して様々な支援を行ってきた。就労支援の内容は、ハローワーク等への同行訪問を通じた求職活動の支援をはじめ、面接の受け方や履歴書の書き方指導、職業能力の乏しい相談者には職業能力開発講座の受講促進、さらには雇用・就労創出事業における就職面接会の開催等、就労困難者等を直接的に就労に結びつけるための支援を行っている。

実施場所については、当該事業開始当初、大阪府は就労困難者等が比較的多く存在していると想定される隣保事業を実施している場所において、地域就労支援センターを開設することを想定していたため、本市においても、桂人権コミュニティセンター

及び安中人権コミュニティセンターに各地域就労支援センターを開設した。

平成 15 年度に八尾市地域就労支援基本計画を策定し、計画に基づく地域就労支援を推進するとともに、平成 17 年度には福祉部門との連携強化を図るため本庁内に中央地域就労支援センターを開設した。平成 19 年度には、国の地域職業相談室（ハローワーク布施の出先機関）と本市の地域就労支援事業が連携し、総合的な就労支援を行うことを目的として八尾市ワークサポートセンターを開設したことに伴い、中央地域就労支援センターを同センター内に移設した。

② 大阪府の補助制度等について

大阪府総合相談事業交付金を活用している。本交付金は、市町村が実施する人権相談、地域就労支援、進路選択支援、生活上のさまざまな課題等の発見又は対応に係る事業に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものである。

③ 委託先について

本事業における支援対象者は、就労に向けて様々な課題を抱える就労困難者等であり、就労実現に向けた支援を行うにあたっては、専門的知識や相談のノウハウを持つ支援員が不可欠であり、また、事業の受託者としては、そのような支援員を複数確保できる団体である必要がある。また、地域就労支援コーディネーター活動推進事業仕様書において、地域就労支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の選任にあたっては、大阪府が実施する市町村就職困難者就労支援担当職員養成講座の修了者又は修了見込み者を選任することを規定している。

市人権協会は、これまでも様々な課題を有する人々の自立と自己実現に向けた支援を市民活動の中で積極的に展開しているとともに、同養成講座を修了した専門的知識や相談・就労支援のノウハウを持った支援員を確保している数少ない団体である。また、市人権協会は平成 14 年から本事業を受託して一定の実績、成果を残しているとともに、継続した支援が必要なケースでは相談者との信頼関係を維持しており、また、第 2 次地域就労支援基本計画において就労困難者等と規定されている外国人市民や障がい者、母子家庭などの当事者団体が多く属していることから、当該団体が有するネットワークを活用することで、当事者の視点に立ったきめ細かい支援が提供できる状況にあることから、本事業について自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し市人権協会と随意契約を行い委託している。

④ 委託料の積算根拠について

人件費として、中央地域就労支援センターのコーディネーター（非常勤嘱託職員）の時給 1,841 円を基準に日額・年額を積算し、事業主負担を加算している。また、事務経費として日額 300 円を加算し、積算している。

⑤ コーディネーターの相談体制等について

中央地域就労支援センターには 2 名のコーディネーターを配置し、平日の午前 10 時から午後 6 時に相談を実施している。桂及び安中の地域就労支援センターには各 1

名のコーディネーターを配置し、平日の午前9時から午後5時に相談を実施している。
各センターにおける時間外の対応については、事前予約にて時間外及び休日の相談も対応している。また、コーディネーターが席を外している場合などについても、他の相談員等が電話の取次ぎを行っている。

⑥ 事業実施の確認等について

各コーディネーターから1ヶ月ごとの実績報告書を翌月7日までに提出を受けることとなっており、提出された実績報告書を市担当者が相談日、相談件数及び相談内容等について毎月チェックする。平成26年度については、2月と3月にコーディネーターを交えて相談記録と照らし合わせながら相談台帳や相談内容等の調査を実施した。

また、具体的な相談内容については、適宜コーディネーター連絡会議を開催し、処遇困難ケース等の報告を受けている。平成26年度については、3回のコーディネーター連絡会議を開催した。さらに、有識者等で構成される地域就労支援基本計画推進委員会の中において、サポートプランの内容の確認等を行うこととなっている。

⑦ 他の事業との関係について

ハローワークをはじめとするさまざまな関係団体と連携しつつ、職業能力開発講座や雇用・就労創出事業における就職面接会等を実施しながら、就労困難者等を就労に直接的に結びつける事業であり、他に類似・重複する事業はない。

⑧ 相談状況（内容、件数等）、事業実績に対する評価について

事業の実績については、緩やかな景気回復の状況にあり、相談件数は減少傾向にあるが、依然として平成26年度は延べ1,000件以上の相談があり、市民のニーズは非常に高いと考えている。

中央地域就労支援センターと桂及び安中の地域就労支援センターの相談件数の違いについては、中央地域就労支援センターは、近鉄八尾駅前という立地条件の良さ、地域職業相談室に来られた求職者が誘導されてくる環境やコーディネーターが2名配置されていることなど、桂及び安中の地域就労支援センターとは条件の差があり、相談件数に差が出ることにについては一定やむを得ないものと考えている。

また、本事業については、就労困難者等を対象にさまざまな就労支援を行うことを通じて、就労に結びつけることを目的とした事業であり、継続的又は長期的に相談や支援を行うことは、当該事業の目的を達成するために重要な取り組みであると考えている。

桂及び安中の地域就労支援センターの特徴として、高い就職率を実現できていることが事業成果として挙げられる。平成25年度は、中央地域就労支援センターにおいて28名が就職し、就職率は22%であったのに対し、桂及び安中の地域就労支援センターにおいては、合計45名が就職し、就職率は56%であった。また、平成26年度については、中央地域就労支援センターにおいて27名が就職し、就職率が23%であったのに対し、桂及び安中の地域就労支援センターは23名が就職し、就職率は33%であっ

た。

この要因としては、桂及び安中の地域就労支援センターにおいては、相談件数は中央と比較して少ないものの、外国人市民や障がい者など就労困難者等からの相談が多い地域特性に応じて、関係団体と連携しながら、長期的な就労支援で就職まで結びつけることができていると考えられる。市人権協会は、障がい者団体や外国人市民団体、母子家庭団体等、第2次八尾市地域就労支援基本計画に規定する就労困難者等を支援する団体が属しており、これらの関係性をもってより効果的な支援を提供できているものと考えている。

以上のことから、3つの地域就労支援センターは、それぞれが設置されている地域特性に応じてフレキシブルに就労支援を実施することで、それぞれの役割を果たしつつ、実績を残しているものと考えており、いずれのセンターも事業を効果的・効率的に実施するうえで必要であると考えている。

(3) 就労・生活相談事業について

① 事業目的・内容等について

平成20年に発生した世界的経済危機の影響により、本市においても就労・雇用情勢が不安定となる中、市民の生活上においてもさまざまな課題が増加してきた。このような中、平成14年度より開始している地域就労支援事業では十分な対応が困難な、生活上の課題を抱える就労困難者が増加していた。このような就労困難者に対し、就労につながる生活上の課題解決を目的とした新たな相談事業を実施することで、関係機関とともに生活課題の解決を促進し、長期的な展望を持って就労に結びつけることを目的として、平成21年度に就労・生活相談事業を開始した。

本事業の開始にあたっては、事業のあり方について検討し、総合生活相談事業や人権ケースワーク相談事業及び要支援生徒に係る進路選択相談事業の機能を統合する形で当該事業を実施することとなった。

事業の特徴としては、市民に身近な場所において相談できる環境作りと相談に来ることが難しい市民への対応（アウトリーチ）に重点を置き、市内の出張所を単位として6拠点に分け、拠点ごとに就労・生活相談員（以下「相談員」という。）を配置することで、市民にとって利用しやすい相談窓口の運営を推進している。

② 大阪府の補助制度等について

大阪府総合相談事業交付金を活用している。

本事業については、生活上の課題を抱える相談者を就労に結びつけるという本市独自の取り組みであり、大阪府内の他の市町村において同様の取り組みはないが、大阪府からはこの取り組みや相談実績等について一定の評価を受けており、地域の実情に即して必要な事業として交付金の対象と認定されているものである。

③ 委託先について

本事業における支援対象者は、就労をはじめとする様々な生活上の課題を抱える市民であり、就労実現を目指した生活上の課題解決に向けた支援を行うにあたっては、専門的知識や相談のノウハウを持つ相談員が不可欠であり、事業の受託者としてはそのような相談員を複数確保できる団体である必要がある。

市人権協会は、これまでも様々な課題を有する人々の自立と自己実現に向けた支援を市民活動の中で積極的に提供しているとともに、生活上の課題解決のために必要な専門的知識や相談・就労支援のノウハウを持った相談員を確保している数少ない団体である。市人権協会は平成 21 年度から本事業を受託して一定の実績、成果を残しているとともに、継続した支援が必要なケースでは相談者との信頼関係を維持している。また、当該団体には生活上の課題を抱える市民を支援する関係機関・団体等が加入しており、これらとのネットワークも引き続き活用できることから、本事業について自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、市人権協会と随意契約を行い委託している。

④ 委託料の積算根拠について

人件費として、中央地域就労支援センターのコーディネーター（非常勤嘱託職員）の時給 1,841 円を基準に日額・年額を積算し、事業主負担を加算している。また、事務経費として日額 300 円を加算し、積算している。

⑤ 相談員の相談体制等について

就労・生活相談事業における相談員は、西郡・久宝寺管轄を西郡出張所に、高安・山本管轄を高安出張所に、曙川・南高安管轄を曙川出張所に、龍華・竹淵管轄を龍華出張所に、志紀・大正管轄を志紀出張所に、本庁管轄を市人権協会内事務所に配置している。

相談時間は平日の午前9時から午後5時、事前予約にて時間外及び休日の相談も対応している。また、各相談員は相談専用の携帯電話を持っており、アウトリーチや同行訪問等で席を外している場合などについても、相談員への連絡が可能となっている。

⑥ 事業実施の確認等について

実績報告については、各相談員から 1 ヶ月ごとの業務実績報告書を翌月 7 日までに提出を受けることとなっており、提出された業務実績報告書を市の担当者が相談日、相談件数及び相談内容等について毎月チェックする。平成 26 年度については 2 月と 3 月に相談員を交えて相談記録と照らし合わせながら、相談台帳や相談内容等の調査を実施している。

また、具体的な相談内容については、毎月開催している相談員連絡会議の中で、処遇困難ケース等の報告を受けている。

⑦ 他の事業との関係について

本事業は就労の実現を目指して生活上の課題解決を図る事業であり、他に同様の事業目的や事業内容を持つ事業はない。

ただし、対象者については、就労につながる生活上の課題を抱える相談者の場合、福祉関係の支援事業と連携して支援を行う場合がある。

⑧ 相談状況（内容、件数等）、事業実績に対する評価について

本事業は、就労問題とそれにつながる生活上の課題解決を目的とした事業であり、相談者の置かれている状況を理解し、相談内容を解きほぐしつつ、関係機関との連携のもと長期的展望を持って支援を行うことが求められている。複合的な課題を抱える相談者が複数回にわたって相談に訪れるケースや継続的な相談や支援ニーズに応えることは、当該事業の目的を達成するために重要な取り組みであると考えている。

本事業の実績については、緩やかな景気回復の状況にあり、相談件数は減少傾向にあったが、平成 26 年度は再び増加しており、市民のニーズは非常に高いと考えている。

特に、相談者の掘り起こしに該当するアウトリーチや医療機関や市役所窓口等への同行訪問にあたる寄り添いなどについては、自力で生活上の課題が解決できない相談者にとって重要な支援であるが、積極的に実施できているものと認められる。その結果として、就労までの道のりが遠かった相談者が一定数就労に結びついている実績について評価している。

本事業は、様々な理由で市役所まで相談に来られることが困難な相談者に対応する機能を有しているため、本市で行う福祉サービスの申請窓口等と役割は大きく異なり、市職員で対応するよりも一層効果的で親切・丁寧な対応が行えるものと考えている。

第 3 監査の結果

1 事実の確認

事業内容等について、調査結果は次のとおりである。

(1) CSW配置事業

① 事業の内容について

事業名称	八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業	所管課	地域福祉政策課
委託先	八尾市人権安中・高美地域協議会	補助金等の有無	大阪府交付金
根拠法令	大阪府地域福祉・子育て支援交付金交付要綱 八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱		
事業目的	地域において要援護者等への支援を地域福祉活動のネットワーク化の推進等を図ることにより行うとともに、要援護者等の自立生活の支援のための基盤づくりを行い、もって地域福祉の向上を図る。		
業務委託内容	本市内施設等に CSW を配置し、要援護者等への支援を地域福祉活動のネットワーク化の推進等を図ることにより行うとともに、要援護者等の自立生活の支援のための基盤づくりを行う。 ・地域福祉計画の計画的な推進 ・セーフティネットの体制づくり（関係機関のネットワーク化） ・要援護者等に対する個別支援		
委託先選定理由	当該事業については専門的機能を有する団体でなければ実施が困難であり、当該団体はこれまでの実績も良好で、円滑な業務の遂行が見込まれると判断したため。		
契約方法	随意契約	適用条項	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）

	契約金額	契約日	契約期間	支出執行日	支出命令日	精算日	支出金額
26年度	5,829,000円	H26.4.1	H26.4.1～H27.3.31	H26.4.1	H26.5.30 H26.10.3	H27.5.8	5,429,588円
27年度 (8月末現在)	5,966,000円	H27.4.1	H27.4.1～H28.3.31	H27.4.1	H27.6.11		2,983,000円

事業名称	八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業			所管課	地域福祉政策課		
委託先	八尾市人権かつら地域協議会			補助金等の有無	大阪府交付金		
根拠法令	大阪府地域福祉・子育て支援交付金交付要綱 八尾市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱						
事業目的	地域において要援護者等への支援を地域福祉活動のネットワーク化の推進等を図ることにより行うとともに、要援護者等の自立生活の支援のための基盤づくりを行い、もって地域福祉の向上を図る。						
業務委託内容	本市内施設等にCSWを配置し、要援護者等への支援を地域福祉活動のネットワーク化の推進等を図ることにより行うとともに、要援護者等の自立生活の支援のための基盤づくりを行う。 ・地域福祉計画の計画的な推進 ・セーフティネットの体制づくり（関係機関のネットワーク化） ・要援護者等に対する個別支援						
委託先選定理由	当該事業については専門的機能を有する団体でなければ実施が困難であり、当該団体はこれまでの実績も良好で、円滑な業務の遂行が見込まれると判断したため。						
契約方法	随意契約	適用条項	自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）				
	契約金額	契約日	契約期間	支出執行日	支出命令日	精算日	支出金額
26年度	5,829,000円	H26.4.1	H26.4.1～H27.3.31	H26.4.1	H26.5.30 H26.10.3	H27.5.14	5,446,636円
27年度 (8月末現在)	5,966,000円	H27.4.1	H27.4.1～H28.3.31	H27.4.1	H27.6.18		2,983,000円

② 事業の実施場所について

委託先	配置	相談スペース	日時	電話等の設備
八尾市人権かつら地域協議会	CSW1人	桂人権コミセン 1階相談室（常設）	月～金曜日 9:00～17:00	市政だより掲載の電話回線 （不在時は相談員の携帯電話へ転送）
八尾市人権安中・高美地域協議会	CSW1人	安中人権コミセン 1階相談室（常設）	月～金曜日 9:00～17:00	

③ 事業の委託先について

委託先については、CSW要綱第7条に「この事業の適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等」となっており、社会福祉法人以外の団体についても、事業の適切な運営が確保できると認められれば委託は可能となっている。大阪府の「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン（以下「大阪府CSWガイドライン」という。）では「本事業を地域に開かれ、地域の福祉ニーズに応える社会福祉の事業体としての社会的使命遂行の一環と受け止める」といった本事業の委託において事業者求められる姿勢が示されており、安中協議会及びかつら協議会は民生委員児童委員や自治振興委員会、地区福祉委員会などの地域の団体等が運営に参加する組織であることから、本事業の委託先は大阪府CSWガイドラインに沿ったものである。

④ CSWの資格について

CSWの資格については、CSW要綱第3条第1項において「大阪府社会福祉協議

会が実施するコミュニティソーシャルワークスキルアップ研修（以下「スキルアップ研修」という。）の修了者をもって充てるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、研修を修了する見込みの者を充てることができる。」と定められており、また、研修を受講する者の資格は、同条第2項において「社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師等であつて、本事業の遂行が可能であると市長が認める者」と定められている。市長が本事業の遂行が可能であると判断する基準は、大阪府CSWガイドラインにおいてCSWとして業務を行うにあたり考えられる要件の一つとされている「福祉の現場等で一定年数（概ね3年以上）相談業務等に従事したことのある者」としている。

安中協議会のCSWについては、総合生活相談員をはじめとする相談業務に16年間従事し、平成21年度に「スキルアップ研修」を修了している。

かつら協議会のCSWについては、総合生活相談員をはじめとする相談業務に7年間従事し、大阪府CSWガイドラインにおいてCSWとして業務を行うにあたり望ましい要件の一つとされている「スキルアップ研修その他これに準ずる研修」に該当する「地域福祉のコーディネーターのための基礎研修」を平成22年度に修了しており、CSW要綱第3条第1項に定められた「研修を修了する見込みの者」に該当するとしている。

(2) 地域就労支援事業

① 事業の内容について

事業名称	地域就労支援コーディネーター活動推進事業		所管課	産業政策課
委託先	一般財団法人 八尾市人権協会		補助金等の有無	大阪府交付金
根拠法令	大阪府総合相談事業交付金交付要綱			
事業目的	地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら、雇用・就労を実現できない様々な阻害要因を抱える方々（就労困難者等）を支援し、一人ひとりが生き生きと働くことのできる社会の実現を目指す。			
業務委託内容	<p>桂人権コミュニティセンター及び安中人権コミュニティセンターにおいて、地域就労支援センターを開設し、コーディネーターを配置。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者から寄せられた就労相談等について、相談者への情報提供、説明、助言や関係機関・団体の紹介、相談者が単独で処理することが困難な場合の関係機関等への同行 相談内容の記録 ・ 必要な情報の収集、整理 等 			
委託先選定理由	<p>地域就労支援事業における支援対象者は、就労に向けて様々な課題を抱える就労困難者等であり、就労実現に向けた支援を行うにあたっては、専門的知識や相談のノウハウを持つ支援員が不可欠であり、事業の受託者としては、そのような支援員を複数確保できる団体である必要がある。</p> <p>市人権協会は、これまでも様々な課題を有する人々の自立と自己実現に向けた支援を市民活動の中で積極的に展開しているとともに、就労支援コーディネーター養成講座を修了した専門的知識や相談・就労支援のノウハウを持った支援員を確保している。本事業を受託して一定の実績・成果を残しているとともに、継続した支援が必要なケースでは相談者との信頼関係を維持しており、当該団体が有するネットワークを活用することで、当事者の視点に立ったきめ細かい支援が提供できる状況にある。</p>			
契約方法	随意契約	適用条項	自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）	

	契約金額	契約日	契約期間	支出執行済日	支出命令日	支出金額
26年度	7,872,000円	H26.4.1	H26.4.1～H27.3.31	H26.4.1	H26.5.12 他11回	7,872,000円
27年度 (8月末現在)	7,872,000円	H27.4.1	H27.4.1～H28.3.31	H27.4.1	H27.5.1 H27.7.1 H27.6.1 H27.8.1	2,624,000円

② 事業の実施場所について

配置	相談スペース		日時	電話等の設備
コーディネーター1人	桂地域就労支援センター	桂人権コミセン 1階相談室(常設)	月～金曜日 9:00～17:00	市政だより掲載 の電話回線
コーディネーター1人	安中地域就労支援センター	安中人権コミセン 1階相談室(常設)	月～金曜日 9:00～17:00	(不在時は相談 員の携帯電話へ 転送)

③ コーディネーターの資格について

コーディネーターの資格については、地域就労支援事業業務委託契約に係る仕様書において「大阪府が実施する市町村就職困難者就労支援担当職員養成講座（以下「養成講座」という。）を修了した者、もしくは支援員に就いた後の直近に実施される養成講座を修了することが確実に見込まれる者」とされており、平成26年度の桂地域就労支援センターのコーディネーターについては平成20年度、安中地域就労支援センターのコーディネーターについては平成22年度に修了している。

④ 事業の実績について

地域就労支援事業の実績については、平成25年度は、中央地域就労支援センターで相談者数130名、就職者数28名（就職率22%）に対して、桂及び安中の地域就労支援センターで相談者数81名、就職者数45名（就職率56%）、平成26年度は、中央地域就労支援センターで相談者数119名、就職者数27名（就職率23%）に対して、桂及び安中の地域就労支援センターで相談者数70名、就職者数23名（就職率33%）である。

(3) 就労・生活相談事業

① 事業の内容について

事業名称	就労・生活相談事業	所管課	産業政策課
委託先	一般財団法人 八尾市人権協会	補助金等の有無	大阪府交付金
根拠法令	大阪府総合相談事業交付金交付要綱		
事業目的	地域就労支援事業では十分な対応が困難な、生活上の課題を抱える就労困難者に対し、就労につながる生活上の課題解決を目的とした相談事業を実施することで、関係機関とともに生活課題の解決を促進し、長期的な展望を持って就労に結びつける。		
業務委託内容	出張所等市内6箇所において、相談員を配置。 ・相談に対する適切な助言や情報提供 ・相談記録の作成 等 ・事案に応じた適切な機関の紹介、取次ぎ、訪問		

委託先選定理由	就労・生活相談事業における支援対象者は、就労をはじめとするさまざまな生活上の課題を抱える市民であり、就労実現を目指した生活上の課題解決に向けた支援を行うにあたっては、専門的知識や相談のノウハウを持つ相談員が不可欠であり、事業の受託者としてはそのような相談員を複数確保できる団体である必要があるところ、市人権協会は、これまでも様々な課題を有する人々の自立と自己実現に向けた支援を市民活動の中で積極的に提供しているとともに、生活上の課題解決のために必要な専門的知識や相談・就労支援のノウハウを持った相談員を確保している。本事業を受託して一定の実績・成果を残しているとともに、継続した支援が必要なケースでは相談者との信頼関係を維持しており、また、当該団体には生活上の課題を抱える市民を支援する関係機関・団体等が加入しており、これらとのネットワークも引き続き活用できる状況にある。					
契約方法	随意契約	適用条項	自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの)			
	契約金額	契約日	契約期間	支出履行期	支出命令日	支出金額
26年度	24,708,000円	H26.4.1	H26.4.1 ~ H27.3.31	H26.4.1	H26.5.12 他11回	24,708,000円
27年度 (8月末現在)	24,708,000円	H27.4.1	H27.4.1 ~ H28.3.31	H27.4.1	H27.5.1 H27.7.1 H27.6.1 H27.8.1	8,236,000円

② 事業の実施場所について

配置	相談スペース	日時	電話等の設備
相談員1人	龍華・竹渕相談室	龍華出張所 1階相談室 (常設)	月、水、木、金曜日 9:00~17:00
		竹渕出張所 2階ITルーム	火曜日 9:00~17:00
相談員1人	志紀・大正相談室	志紀出張所 2階相談スペース (常設)	月~金曜日 9:00~17:00 ※水曜日はAM
		大正出張所 2階学習室	水曜日 13:30~16:00
相談員1人	高安・山本相談室	高安出張所 1階読書室	月、水曜日 9:00~17:00 ※火、金は桂人権マシナ在席
		山本出張所 3階面談室	木曜日 9:00~17:00
相談員1人	西郡・久宝寺相談室	西郡出張所 桂人権マシナ1階相談室 (常設)	月~金曜日 9:00~17:00 ※金曜日はPM
		久宝寺出張所 2階会議室	金曜日 9:00~12:00
相談員1人	曙川・南高安相談室	曙川出張所 1階応接室	水曜日 13:30~15:30 ※月、火、木、金は安中 人権マシナ在席
		南高安出張所	常設なし 相談者希望時に確保
相談員1人	八尾市人権協会	人権協会事務所	月~金曜日 9:00~17:00
	市役所本館	10階市民相談室	毎月第1金曜日 10:00~12:00

市政だより掲載の電話回線
(不在時は相談員の携帯電話へ転送)

③ 相談員の資格について

相談員の資格については、就労・生活相談事業業務委託契約に係る仕様書において「就労・生活問題の実情や解決に関して必要な見識・能力を有する者」とされている。

相談員については、委託先である市人権協会から相談員の経歴や資格等が記載された就労・生活相談員選任届が平成26年度、27年度ともに提出されている。

(4) 委託先の状況

安中協議会及びかつら協議会は、名称、所在地、目的、事業、協議員会、役員会、議決要件などを定めた会則を有しており、会則に基づいて組織運営されている団体であり、会員には地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、青少年育成連絡協議会、地区自治振興委員会など人権及び福祉施策の推進に関係し協力する地域の組織で構成されている。

市人権協会は、名称、事務所、目的、事業、評議員会、理事会、議決要件などを定めた定款を有しており、定款に基づいて組織運営されている一般財団法人であり、理事には八尾市女性団体連合会、八尾市民生委員児童委員協議会、八尾市高齢クラブ連合会、八尾市母子寡婦福祉会、八尾市障害者団体連合会の代表者等が、監事には弁護士、中小企業診断士が選任されており、評議員には八尾市商工会議所、八尾市青少年育成連絡協議会、八尾市保護司会、八尾市自治振興委員会の代表者等や人権擁護委員が選任されている。

2 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象部局の説明及び担当職員に対するヒアリング調査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) CSW配置事業

本事業の委託契約に係る相手方の選定については、本事業の目的である「地域において要援護者等への支援を地域福祉活動のネットワーク化の推進等を図ることにより行うとともに、自立生活の支援のための基盤づくりを行い、もって地域福祉の向上を図る」にあたり、福祉等の相談支援に関する専門的なノウハウと地域福祉活動のネットワークを有しているという理由で、公共的団体等が構成する安中協議会、かつら協議会、市社協を委託相手方として随意契約をしていることについては、妥当性が認められ、また、委託先はCSW要綱第7条に沿ったものである。

なお、安中協議会、かつら協議会のCSWのうち、安中協議会のCSWについては、同要綱第3条第1項に規定するCSWの要件であるスキルアップ研修の修了者であるが、かつら協議会のCSWについては同研修は修了しておらず、同項但し書きの「同研修を修了する見込みの者」として事務に従事している。「同研修を修了する見込みの者」として複数年にわたりCSW業務に従事していることは、同要綱の規定から適切であるとは

いえないが、大阪府CSWガイドラインにおける「CSW業務を行うにあたり考えられる要件」を満たしていると考えられる。

委託料については、CSW要綱別表において一事業者当たりの委託料の基準額及び対象経費が定められている。対象経費としては、人件費はCSWの配置に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、委託料とし、活動費はCSWの活動に必要な旅費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助及び交付金、租税公課としており、事業完了後に実際に要した人件費及び活動費を精査し、過払いが生じている場合には精算により市に返還させている。同要綱別表に基づく人件費及び活動費の積算、契約に基づく精算は適正に行われていた。

また、本事業は大阪府から交付金を受け、大阪府地域福祉・子育て支援交付金交付要綱に基づいて実施されており、また、CSWは桂及び安中の人権コミュニティセンター、社会福祉会館に1名ずつ配置され、複合的な課題を抱えた高齢者、障がい者、子育て中の親、ホームレス、中国帰国者や外国人等に対して、信頼関係を構築しながら、地域資源や各関係機関等と連携してきめ細かく対応することにより問題解決に取り組むとともに、地域福祉の計画的な推進及びセーフティネットの体制づくりの活動など、事業目的を達成するために総合的な役割を果たしている。なお、実施状況の確認についても適切に行われているものと認められる。

会計処理等についても特段の瑕疵はなく、以上のことから違法・不当性は認められない。

(2) 地域就労支援事業

本事業の委託契約に係る相手方の選定については、本事業の目的である「国や府等の関係団体や地域団体との連携を図りながら、就労困難者等を対象に就労に向けた支援」を行うにあたり、大阪府が実施する養成講座を修了した専門的知識や相談・就労支援のノウハウを持った支援員を複数確保できることに加え、継続した支援が必要なケースでは相談者との信頼関係を維持し、様々な課題を有する人々の自立と自己実現に向けた支援を積極的に展開しており、障がい者団体、外国人市民団体、母子家庭団体等の就労困難者等を支援する団体の代表者等が構成していることから地域資源等とのネットワークを有しているという理由で、市人権協会を委託相手方として随意契約をしていることについては、妥当性が認められる。

委託料については、本市の非常勤嘱託職員である中央地域就労支援センターのコーディネーターの時給額を基準にした報酬と社会保険料等の事業主負担の額に事務費（日額300円）を加算しており、この積算については妥当性が認められる。

また、本事業は大阪府から交付金を受け、大阪府総合相談事業交付金交付要綱に基づいて実施されており、また、契約書及び業務仕様書に基づいて、桂及び安中の人権コミュニティセンター内の地域就労支援センターにコーディネーターを各1名配置し、就労

困難者等の就職では一定の成果を上げており、地域特性に応じて3カ所のセンターがそれぞれの役割を果たしている。なお、実施状況の確認についても適切に行われているものと認められる。

会計処理等においても特段の瑕疵はなく、以上のことから違法・不当性は認められない。

(3) 就労・生活相談事業

本事業の委託契約に係る相手方の選定については、本事業の目的である「就労につながる生活上の諸問題の解決」に向け、出張所等を拠点に相談員を配置して相談事業を実施するにあたり、必要な専門的知識や相談・就労支援のノウハウを持った相談員を複数確保できることに加え、所属する団体のネットワークを活用して、様々な課題を有する人々の自立と自己実現に向けた支援を市民活動の中で積極的に提供できるという理由で、市人権協会を委託相手方として随意契約をしていることについては、妥当性が認められる。

委託料については、本市の非常勤嘱託職員である中央地域就労支援センターのコーディネーターの時給額を参考にした報酬と社会保険料等の事業主負担の額に事務費（日額300円）を加算しており、この積算については妥当性が認められる。

また、本事業は大阪府から交付金を受け、大阪府総合相談事業交付金交付要綱に基づいて実施されており、また、契約書及び業務仕様書に基づいて、事業実施場所は市内6カ所の出張所等を主要な拠点としており、そのすべてに常設の相談場所が確保されていないものの、相談者が希望する相談場所の確保や相談員が不在の際の取次ぎ等が行える体制となっている。また、相談の形態は、直接窓口に来所されるケースだけでなく、電話による相談や他機関からの取次ぎ、相談員による自宅訪問などもあり、その相談内容も就労支援だけでなく、生活困窮、家庭環境等多様な問題があり、同一の相談者から繰り返し相談を受けている場合を含め、その解決に向けた相談員の対応が就労・生活相談事業記録票に記録され、実績報告に関する書類の提出、確認についても適切に行われているものと認められる。

会計処理等においても特段の瑕疵はなく、以上のことから違法・不当性は認められない。

(4) 地方財政法第4条第1項について

請求人は、本件各事業への委託料の支出は、地方財政法第4条第1項の必要最小限度の範囲を超えた支出であると主張し、その理由を、①CSW配置事業においては、安中協議会及びかつら協議会による相談実績が市社協による実績と比べて極端に少なく、市社協への委託によって事業目的は達成されること、②地域就労支援事業においては、市人権協会による相談実績が市直営による実績と比べて極端に少なく、市直営及び市の他

事業により事業目的は達成されること、③就労・生活相談事業においては、市直営及び市の他事業で十分に対応できる同事業を市人権協会に委託していること、としている。

地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

判例において、「各規定（自治法第2条第12項、第14項、第10条、地方財政法第4条、第4条の2、第8条）は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（昭和53年10月4日最高裁判所判決）。」（平成17年7月27日大阪高等裁判所判決）とされている。

本件請求の監査対象である、各事業の委託料については、先の判断で述べたところであるが、事業を実施するにあたって必要となるCSW、コーディネーター等の人件費、事務費等を基に契約額を算定し、事業の実施に伴いそれぞれの委託先に事業の対価として支出したものであり、委託料の算定や支出にあたっての市長の判断について、判例でいう裁量権を逸脱又は濫用しているものと認められず、地方財政法に違反した必要且つ最少の限度を超えた支出であるとはいえない。

3 結 論

以上のことから、請求人の主張には理由がなく、当該措置の必要を認めない。

《 監査結果に付する意見 》

本件請求については、上述のとおりであるが、監査対象部局に対して下記の意見を付す。

CSW配置事業におけるCSWの資格は、CSW要綱において定められていることから、かつら協議会のCSWについても同要綱の規定にしたがい、スキルアップ研修を修了することが望まれるが、同事業の目的を達成し、確実な市民サービスを担保するためにCSWに求められる資格要件について精査されたい。

また、高齢化、少子化により、ますます多様化する市民相談に対応するためにさまざまな相談事業が実施されている。新たに更新された施設については相談室が確保されているものの、既存の出張所等においては相談場所の確保が困難であることは理解できるところであるが、相談事業実施時における相談場所等の案内表示等を含め、今後もより市民の相談に適した相談環境の整備が望まれる。